

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人 童夢福祉会

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人童夢福祉会(以下「法人」という。)の役員等の報酬、費用弁償に関し必要な事項を定めるものとし、法人が開催する理事会、評議員会及び監事監査ならびに各種委員会に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規定に定めるところによる。

(定義)

第2条 本規定でいう役員等とは、理事及び監事、評議員、各種委員をいう。

(報酬の基準及び総額)

第3条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が 1,500,000 円を超えない範囲とする。

(役員報酬)

第4条 監査を行った場合の監事の報酬は、日額 5,340 円とする。

2 理事会、評議員会に出席した場合の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事、監事、評議員 (日額) 5,340 円

(費用弁償)

第5条 役員等が法人の業務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、旅費規程に準じて支給する。

3 苦情解決第三者委員に対して苦情解決第三者委員会に出席した際に、費用弁償として 3,000 円を支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する理事及び各種委員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 この規定は、平成31年 1月26日から施行する。